

全宅住宅ローン【フラット35】の重要事項説明書

- 1. ご利用いただける方**
- ① お申込時の年齢が70歳未満の方（親子リレー返済を利用される場合は、70歳以上の方もご利用いただけます。）
② 安定した収入がある方
③ 日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方で日本語が理解できる方(当社からの商品・契約内容の説明がご理解いただける方)
④ 「フラット35」と「その他のお借入の年間返済額」が年収に対して次の基準割合を満たしている方
- | | | |
|----|---------|---------|
| 年収 | 400万円未満 | 400万円以上 |
| 基準 | 30% | 35% |
- (収入の合算)
ご本人の収入だけでは、返済基準を満たせない場合、他の方との収入を合算することができます。
① 収入合算できる方
ア:申込本人の親、子、配偶者など イ:人数＝1名 ウ:お申込時の年齢が70歳未満の方
エ:申込本人と融資住宅に同居される方 オ:連帯債務者となれる方
② 収入合算できる金額
・収入合算者年収の全額まで可能
ただし、収入合算者の年収の5割を超えて合算される場合は、次の算出による返済期間となります。
35年≧「80歳」－「申込本人、収入合算者の高い方の年齢＋1歳」

- 2. お使いみち**
- ① 申込ご本人またはご親族がお住まいになるための住宅建設資金または購入資金
② セカンドハウス(申込ご本人が現在のお住まいの他に、週末などにご自分で利用(居住)する2戸目の住宅もしくは通勤用住宅)の取得資金
※投資用物件取得・リフォームのための資金にはご利用いただけません。

- 3. 融資対象となる住宅** 【共通】 ① 住宅の床面積が、
一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合：70㎡以上
共同住宅(マンションなど)の場合：30㎡以上
(土地面積の条件はありません。)
② 住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅
全宅住宅ローン「フラット35」をご利用いただくには建設または購入される住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを証明する適合証明書を検査機関等から取得していただく必要があります。(物件検査料は原則お客様負担となります。)
③ 店舗・事務所と併用した住宅の場合、住居部分の床面積が1/2以上かつ①の要件を満たしていること
(賃貸物件を含む場合は融資対象外となります。)
【新築】 ① 建設費(建設に付随して取得した土地で、土地の取得時期が申込日の前々年度4月1日以降である場合の購入費を含む)
[土地について]
・申込前に他のローンを利用して土地を取得済みの場合も、ローン残高ではなく、取得時の購入価額が融資対象となります。
(※上記【新築】①に該当する場合)
・土地の購入資金のみに対する融資はできません。
・土地の購入資金に対する融資は、建設費の融資と同時にを行います。(土地購入資金に対する融資を先に行うことはできません。)

- 【中古】 ① 借入申込日において築後年数が2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅
(ただし、建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合(注1)は、住宅金融支援機構の定める耐震評価基準等に適合していることが必要です。)

- 4. 融資金額** 100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内
- 5. 返済期間** 次のいずれか短い方であること
① 15年以上35年以内(1年単位)
(ただし、申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上)
② 完済時の年齢が80歳となるまでの年数
35年≧「80歳」－「現在の年齢＋1」

- 6. 融資金利** 全期間固定金利方式
返済期間(20年以下・20年起)、融資率(9割以下・9割超)及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、それぞれ融資金利を設定
● 融資実行時の金利がお借入期限まで適用されます。(申込時点の金利ではありません。)
● 融資金利は毎月、住宅金融支援機構からの提示金利をもとに見直しを行いますので、当社へお問合せいただくか、当社のホームページ(URL:http://www.zentakuloan.co.jp)をご参照ください。

- 7. 融資手数料**
- Aタイプ 融資額×2%(税込2.2%) … (毎月の返済額を抑えたい方向け)
 - Bタイプ 一律 100,000円(税込110,000円) … (初期費用を抑えたい方向け)
- どちらかご選択いただけます。
※融資額が500万円以下の場合、融資手数料一律100,000円(税込110,000円)となります。

- 8. 諸費用** 原則として融資手数料、初回返済金、火災保険料等を融資実行金より差引かせていただきます。
(ただし、毎月11日までに実行する場合の初回返済金、他社で加入した火災保険の場合の火災保険料は差引きません。)

- 9. 融資実行日** 毎月初6営業日目から11日及び14日から末日までの弊社営業日

- 10. 返済方法** 元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い
6ヶ月毎のボーナス払い(ご融資金額の40%以内も併用できます。
※ 毎月のお支払は、お客さま指定の預金口座から毎月5日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に自動引落としとさせていただきます。
- 11. 担保** 融資対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。登記費用は、お申込人のご負担となります。
- 12. 保証料・保証人** 必要ありません。
- 13. 団体信用生命保険** 原則として、機構団体信用生命保険へご加入いただけます。(新3大疾病付もあります。)
- 14. 火災保険** ご返済を終了するまでの間、お借入の対象となる住宅に火災保険をおかけいただけます。(弊社ではお客様のニーズにあわせた火災保険をお勧めしております。)
保険料は、お申込人のご負担となります。
- 15. 必要書類** 運転免許証(写)等の本人確認資料、住民票、公的収入証明書、売買契約書(写)、土地・建物の登記簿謄本等の必要書類を借入申込時にご提出いただけます。(申込内容により提出書類は異なります。)
- 16. 遅延損害金** 年率：14.5%

(注1) 建築確認日が確認できない場合は、新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前の場合

◎ 長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)【フラット35】の特徴及び注意事項について

この住宅ローンは、住宅金融支援機構がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。
ご利用にあたり、次の(1)から(7)までの住宅ローンの特徴及び注意事項をご確認ください。

- (1) この住宅ローンの融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時(資金交付時)の金利が適用されます。
- (2) この住宅ローンは、返済期間(20年以下又は21年以上)、融資率(9割以下又は9割超)及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。
なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢(80歳)に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
- (3) 住宅ローン債権は資金交付と同時に住宅金融支援機構へ譲渡され、住宅金融支援機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- (4) 住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件及び元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続きを行う金融機関は変わりません。
- (5) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額(元金)は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となります。
※「住・My Note」(ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス)で一部繰上返済の申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります。
- (6) 原則として、融資対象住宅について、物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。また、物件検査の費用はお客さまの負担であり、適合証明機関により異なります。
- (7) この住宅ローンの団体信用生命保険には、「新機構団信(一般)」、「新機構団信(夫婦連生)」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

- 【ご利用に当たっての注意事項】
- この住宅ローンは、お客さまご本人又はご親族がお住まいになる住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としてはご利用できません。
投資用物件の取得資金としてご利用した場合、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。また、ご返済中に、お客様ご本人またはそのご親族の方が実際にお住まいになっていることの確認を行わせていただく場合があります。
 - この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率(9割以下又は9割超)に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が確実にご確認ください。また、**所要資金額、融資額又は所要資金に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。万二、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。**
 - この住宅ローンを外国籍の方がお申し込みになる場合は、通常の申し込み要件に加えて、「**永住者**」又は「**特別永住者**」の資格が必要です。**万一、永住者または特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。**
※ お申込に際しては、当社並びに住宅金融支援機構所定の審査をさせていただきます。結果が、ご希望に添いかねる場合もございます。

- ◎ 全宅住宅ローン【フラット35】の商品概要の内容、特徴、注意事項について了承の上、この住宅ローンを利用します。

記入日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
自 署	お申込人 実印	連帯債務者 実印

(金融機関使用欄)							
お申込人	説明日	令和 年 月 日	説明者	連帯債務者	説明日	令和 年 月 日	説明者